

社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程

(平成29年6月訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤の役員に報酬を支給する。ただし、使用人兼務の役員の場合は、第3項第2号を除き、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第4項第1号の規定は、役員のうち岐阜市を参与の職位で退職した者について適用する。ただし、岐阜市を退職後3年を経過して事業団の役員に就任した場合を除く。

3 第1項ただし書きの使用人兼務の役員には、社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団職員賃金規程（平成18年訓令第1号。以下「職員賃金規程」という。）第13条に定める管理職手当は支給しない。

4 常勤の役員に対する報酬は次のとおりとする。

(1) 給料 理事長 月額199,000円

(2) 役職手当 理事長 月額110,000円

副理事長 月額100,000円

その他の理事 月額 90,000円

(3) 通勤手当 職員賃金規程第16条に定める額

(4) 賞与 職員賃金規程第33条に定める額

5 非常勤の役員及び評議員が、事業団の業務執行等に関する会議（以下「会議」という。）に出席した場合には、岐阜市が定めた非常勤の特別職職員の報酬の例に準じ、日額9,100円を報酬として支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が、会議に出席した場合には、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団旅費規程（昭和56年訓令第6号）第9条に定めるところによる。

(支給方法等)

第4条 常勤の役員等に対する報酬及び費用弁償は、職員賃金規程第23条及び第24条に定める職員の賃金支払日及び支払方法に準じて支給する。

2 非常勤の役員等に対する報酬及び費用弁償は、非常勤の役員等が会議に出席した都度支給する。

3 前2項の報酬及び費用弁償の支給手段は、役員等が指定する預金口座への振り込みにより行う。

(改廃)

第5条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。